

保護者の皆様へ

この登園届は、保育所に通う園児の皆さんの健康を守り、感染症の流行を防ぐために必要なものです。いままで、医師が記入する登園許可証の提出が必要だった感染症のうち以下の9疾患を保護者が記入する登園届に変更しました。以下の登園のめやすを参考にし、医師からの指示に従い、登園時に右の登園届を提出していただくようお願いいたします。

次の12の疾患については、今迄通り、医師が記入する登園許可証の提出をお願いします。

インフルエンザ、百日咳、麻しん(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん(3日はしか)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

<登園届が必要な感染症>

疾患名	登園の目安
溶連菌感染症	抗菌薬の内服後 24～48 時間が経過している
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳(せき)が治まっている
手足口病	発熱や口腔内の水疱(すいほう)・潰瘍(かいよう)の影響がなく、ふだんの食事がとれる
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良い
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱(すいほう)・潰瘍(かいよう)の影響がなく、ふだんの食事がとれる
R S ウィルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良い
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮(かさぶた)になっている
伝染性膿痂しん(とびひ)	病変部を外用薬で処置し、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆っている
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
COVID-19 (新型コロナウイルス)	PCR検査陰性かつ医師により感染のおそれがないと認められるまで
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良い 登園届は不要 医師に診断された場合は報告する

登園届(保護者記入)

かせい森のおうち

氏名 _____

該当疾患にをお願いします。

- 溶連菌感染症
- マイコプラズマ肺炎
- 手足口病
- 伝染性紅斑(りんご病)
- ヘルパンギーナ
- R S ウィルス感染症
- 帯状疱疹
- 伝染性膿痂しん(とびひ)
- ウィルス性胃腸炎

COVID-19(新型コロナウイルス)

発症日： 年 月 日

医師の指示に従い、病状回復後、集団生活に支障がない状態と判断しましたので、 年 月 日より登園します。

年 月 日

保護者氏名 _____

印 _____